平成２９年（フ）第２７号
愛知県蒲郡市形原町南淀尻35番地の５
債務者　株式会社モリシタ精機
代表者代表取締役　森下　毅彦
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　洋逸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３２０号
さいたま市北区吉野町２丁目226番地１
債務者　大宮海老商事有限会社
代表者取締役　小山　　進
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
愛知県一宮市浅野字駒寄11番地
債務者　株式会社ＲＨＣ
代表者代表取締役　鳴瀧　幸男
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　美咲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６４号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目３番Ｂ―508号
債務者　藤田　順吉
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　則博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前11時
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
山口県下関市菊川町大字上田部635番地13
債務者　ＳＳ　Ｌｏｇｉ　Ｗｏｒｋｓ株式会社
代表者代表取締役　中島　　淳
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前10時
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
群馬県桐生市相生町５丁目416番地
債務者　有限会社スズキ電子工業
代表者取締役　鈴木　卓也
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月23日午前11時
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第５２号
埼玉県東松山市箭弓町１丁目13番16号
債務者　株式会社サンフラワー
代表者代表取締役　金澤　太一
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午後２時
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２９号
岐阜市薮田南５丁目11番11号
債務者　サンバレー株式会社
代表者代表取締役　高田　亮一
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月21日午前10時
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２６号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字東仙台45番地の６
債務者　寺野ちか子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１号
滋賀県東近江市下一色町262番地26
債務者　山中　周一
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２０９号
福岡市南区大楠３丁目17番14―602号、前住所福岡市城南区鳥飼５丁目20番17―205号
債務者　國信ひかる
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２２１号
福岡市西区内浜１丁目６番３―101号
債務者　田上　　桜
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２６８号
福岡市早良区西新５丁目15番13号
債務者　豊住　裕奈（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２７０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中113番地
債務者　勝本奈美子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８４号
福岡市中央区今泉１丁目18番13―706号
債務者　松本孝太郎
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９７号
福岡市中央区大手門２丁目４番501号
債務者　松山　景子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３０３号
福岡市早良区荒江３丁目９番７―303号
債務者　梅崎　隆徳
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部